

流山市展規則

第1章 総則

- 第1条 流山市展(以下市展と表記)は、毎年1回開催するものとする。
- 第2条 市展は、作品の種類により、次の3部門とする。
- 第1部 絵画 (油絵、日本画、水彩、版画、デッサン、その他)
- 第2部 彫刻 (塑像、木彫、石膏、その他)
- 第3部 工芸 (陶芸、彫金、染色、七宝、その他)
- 第3条 市展は、各部門の総合展覧会として、第4条の監査作品、会員作品を陳列する。
- 第4条 市展は、公募作品については監査を行う。
- 第5条 1. 会員作品については監査を行わない。
2. 主催者は、展覧会作品について審査の結果、入賞作品を表彰する。
- 第6条 市展は、各会員が次の事務を行う。
- (1) 会場、会期、作品の搬入搬出、の事務
- (2) 搬入作品の監査、審査の事務
- (3) 会場の運営、陳列の事務
- (4) その他、展覧会運営に関する事務

第2章 出品

- 第7条 出品者は、原則として、本市在住者、在勤者、または本市出身者とする。ただし、満16歳以上の者とする。
- 第8条 出品する作品は、自己の製作したもので、原則として未発表のものとする。
- 第9条 1. 公募作品は、一部門一点のみとする。
2. 会員の作品は、原則として各部門一点とする。
- 第10条 出品作品の規格は、下記のとおりとする。

- 第1部 絵画・ 一般・会員 →10号以内
- 第2部 彫刻・ 多_テ30x 多_ヨ30x 多_ホ30cm以内
- 第3部 工芸・立体 多_テ30x 多_ヨ30x 多_ホ30cm以内
平面 多_ヨ50x 多_ホ150cm以内

自己の制作による作品とし、手工芸とみられる作品は除く

- ◎ 作品は、光、音を発するもの及び自動的に動くものは、他の作品鑑賞の妨げになる為、これを認めません。

*参考 作品の大きさで、10号サイズは長辺 53.0cm、

- 第11条 作品の搬入受付期日及び場所は、毎年展覧会開催の都度、これを発表する。
- 第12条 出品者は市展の定める様式の申込書を添え、作品を搬入場所に提出するものとする。
- 第13条 1. 作品を出品するものは、出品作品に出品料を添え、必ず一緒に受付に提出するものとする。
(後日の出品料納付は認めない)
2. 納入した出品料は、返還しない。
- 第14条 1. 出品作品受理のときは、出品預かり証を交付する。
2. 出品預かり証を紛失した場合は、即時届け出るものとする。
- 第15条 受理した作品は、撤回することができない。
- 第16条 出品作品は、出品者において額縁など適当な装飾設備をする。(開催要項参照)
- 第17条 出品作品の、搬入、搬出に要する諸経費は、全て出品者の負担とする。
- 第18条 作品の受理及び保管に関しては、主催者において会期中の責任を負う。
但し、天災、その他、不慮の災害は責任を負わない。
- 第19条 作品の模写、撮影は、出品者及び主催者の承認を得なければならない。

第3章 監査、陳列、及び、審査

- 第20条 1. 監査とは、公募作品について陳列すべきものを選定することをいう。
2. 陳列とは、壁面の割付及び、作品の陳列順序を選定することをいう。
3. 審査とは、陳列作品の中から、受賞作品を推薦することをいう。
- 第21条 監査、陳列、及び審査は、各部門ともに会員の中から選ばれた審査員が、厳正にこれを行う。
- 第22条 出品者は監査、陳列、審査などに対して異議を申し立てることは出来ない。又、会期中において出品作品を撤去、搬出することは出来ない。

第4章 売約及び搬出

- 第23条 陳列作品について、売買契約が成立したときは、売価の1割を手数料として、流山市美術家協会に納入するものとする。但し、市が買い上げる場合はこの限りではない。
- 第24条 1. 陳列作品は、展覧会終了日の指定時に必ずその作品を搬出するものとする。主催者は保管をしない。
2. 陳列できない作品は、要項に指定された期日以内に、その作品を搬出するものとする。
3. 前項2の期間内に搬出しないときは、主催者においては、その作品の責任を持たない。
- 第25条 搬出の期日、及び場所は、毎年展覧会開催の都度これを発表する。(開催要項参照)
- 第26条 作品は、出品者が出品預かり証を係員に明示し、これと引き換えに搬出するものとする。

第46回 流山市展開催要項

- 趣旨 本展は、流山市の美術家の作品を市民に紹介するとともに、広く一般市民の美術作品を展示し、市民の美術意識を高め、郷土美術文化の振興と情操の純化に資する。
- 主催 流山市美術家協会
- 後援 流山市教育委員会
- 会場 流山市生涯学習センター（第1・第2・小ギャラリー）
- 会期 2026年8月18日(火)～8月30日(日) 各日午前9時00分～午後9時00分

但し、初日は午後1時より、最終日は 午後3時迄、又、8月19日(水)は休館日

①搬入場所 流山市生涯学習センター1Fギャラリー

②搬入日時 8月17日(月) 一般出品者 午前10時00分～午前11時30分
(会員は 午前 11時30分～午前12時30分)

③監査、審査 8月17日(月) 午後1時00分～午後2時30分(予定)

④陳列 8月17日(月) 午後2時30分～午後4時30分(予定)

⑤授賞式 8月21日(金) 午後2時00分～午後2時40分(会場 A101 102 103)

⑥休館日 8月19日(水)

⑦搬出日時 8月30日(日) 午後3時00分～午後3時30分まで

◎ 時間厳守願います

- 出品 出品者資格 裏面の「流山市展規則」をご確認の上、下記によりご出品ください。
公募出品 ①当日、出品予定作品と、出品料、出品申込書を用意し、生涯学習センターに持参する。
(出品申込書は、当日会場にも用意致しますが、出来るだけ予め記入してください)
②公募出品者は、原則本市在住者、在勤者、出身者で16歳以上の方(市展規則ご参照)
③出品料 3,000円/一人・一部門
④点数 各部門 一人一点

会員出品

★ 出品題名・種類・大きさ等を事前連絡して頂きたく、
同封のハガキに記入して 8月7日(金) 迄ご返送下さい。
(搬入作品と、予め届け出た作品と違わぬ様ご注意ください)

- 賞 (会員)市展賞、会員奨励賞
(公募)流山市美術家協会賞、市長賞、市議会議長賞、教育長賞、奨励賞、会員推挙
- 入場料 無料
- 作品 ① 公募の平面作品は作品保護の為、必ず額装のこと。但し、ガラスの使用は認めません。
(アクリルガラスによるものは、差支えありません。又、工芸作品は、ガラスを認めます)
② 額縁の使用は、展示上の関係から、出来るだけ軽く、薄いものを使用してください。
③ 作品は他の作品鑑賞の妨げになる為、光、音を発するもの及び、自動的に動くものは認めません。
④ その他 細部は裏面の市展規則をご覧ください。(特に、大きさ、工芸の範囲等)
初めての ご出品を予定の方で不安のある方は、下記事務局にお問い合わせください。
(* 過去、工芸のご出品の方で、手工芸とみなされ、受付られない場合がございます)
⑤ 指定搬出日の指定時間内に搬出されないときは、主催者側は作品の保管は致しません。又、作品の責任も負いません。必ず指定された日時に搬出して下さい。

搬出期限後は、業者(東美柏店04-7147-6992)に、費用出品者負担にて、搬出を委託します。以上

流山市美術家協会

* 出品申込書をご希望の方は、送り先ご住所等を明記の上、下記事務局まで連絡下さい。

流山市美術家協会事務局

俊 晶子

〒270-0161 流山市鱈ヶ崎1492-15 TEL 090-4920-4004

FAX 04-7158-5710